別添１

○　契約の保証について

（１）　落札者は、業務委託契約書案の提出とともに、以下の①から④のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

①　契約保証金納付に係る領収書

〔注〕ア　契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を医療局長に提示すること。

イ　契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、医療局長の指示に従うこと。

ウ　受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

②　契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

〔注〕　ア　契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第 204 条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を医療局長に提出すること。

イ　契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、医療局長の指示に従うこと。

ウ　受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

③　債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

〔注〕ア　債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ　保証書の宛名の欄には、「岩手県医療局長　小原　勝」と記載されるように申し込むこと。

ウ　保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ　保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ　保証期間は、委託期間を含むものとすること。

キ　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後６か月以上確保されるものとすること。

ク　契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等

の取扱については、医療局長の指示に従うこと。

ケ　受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ　受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、医療局長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④　債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

〔注〕ア　履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ　履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ　保険証券の被保険者の欄には、「岩手県医療局長　小原　勝」と記載されるように申し込むこと。

エ　証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ　保険金額は、契約金額の100分の５の金額以上とする。

カ　保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ　契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、医療局長の指示に従うこと。

ク　受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

（２）（１）の規定にかかわらず、医療局財務規程第203条のいずれかに該当するときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。